

裁判員経験者の意見交換会議事録

名古屋地方裁判所

1 日時

平成28年10月18日（火）午後2時00分から午後3時50分まで

2 場所

名古屋地方裁判所共用室A（事務棟8階）

3 出席者

司会者 景山 太郎（名古屋地方裁判所部総括裁判官）

裁判官 小野寺健太（名古屋地方裁判所裁判官）

検察官 中元由紀子（名古屋地方検察庁公判部）

弁護士 園田 理（愛知県弁護士会）

裁判員経験者 1番, 2番, 3番 3人

4 議事内容

【全般について】

（司会）最初に、皆さんの事件の内容を簡単にお話ししてから、全体的な感想をそれぞれお伺いしたいと思います。

まず、1番さんの担当された事件の職務従事期間は10日でした。3名に対する殺人未遂の事案で、被告人は、別れ話でもめていた女性宅に侵入し、牛刀でその女性の腹部を刺し、お母さんの背中を突き刺すなどし、また、お父さんの腹部も突き刺すなどしました。女性と両親はそれぞれけがを負いましたが、どのようにその傷が出来たかという犯行態様と殺意の有無について争われました。判決は、女性とお父さんに対する殺意を認定して殺人未遂罪の認定をしましたが、お母さんに対する殺意は認められないとして、傷害罪

にとどまるという認定をしました。被害者の記憶もあまり明確でない中、これらの争点について難しい認定をしていただきました。また、量刑も争点となっており、求刑は懲役15年、判決は懲役11年でした。女性とお父さんはいずれも全治1か月の重傷を負っており、経緯も身勝手だということでそのような結論に至りました。

1番さんから、全般的な御感想をいただければと思います。

(1番) 裁判員の仕事は比較的短い期間かと思っていましたが、実際のところ10日と聞いて、思ったよりは長いんだな、とまず率直に思いました。事件内容的にも期間がかかるのは納得した上で参加しています。中でも記憶に残っているのは、評議の場面で被告人が凶器をどのように被害者に突き刺したかということが話題に上っていたと思うのですが、こう刺したんじゃないかとか具体的に話し合ったところです。ある程度警察などが詳しく調べたデータを提示して、私たちはそれを見ながら話をするのかなと思っていましたが、そういうデータが薄かったので、裁判員みんなで意見をかなり詰めていったという記憶があり、そこが正直、思っていたのと違うなという驚きがありました。やっぱり参加しないと分からないことがあるなと思いました。

(司会) 先ほどお話ししたとおり、この事件の争点はとても難しいもので、しかもお母さんに対しては殺人未遂を認めなかった事案ですので、評議の中でもいろいろなやりとりがありました。そういったところをしみじみと語っていただいて、ありがとうございました。

それでは、2番さんの担当した事件ですが、職務従事期間は17日とかなり長いものでした。事件は、平成10年に起きた夫婦強盗殺人事件、それから平成18年に起きた強盗殺人未遂事件でした。後者については、もともと強盗致傷事件として起訴されていたものです。いずれも古い事件でしたが、最初の事件は仲間2人と共にぱちんこ店から現金を奪うことを究極の目的として、その営業部長であった男性宅に侵入し、その奥さんと、その後帰宅し

た男性を、いずれも首を絞めて窒息死させ、ぱちんこ店の鍵や現金を奪った事案です。奥さんに対する強盗殺人が成立するのとか、男性に対する殺人の共謀、関与の有無、程度が争われました。また、平成18年の事件は、先ほどの事件の仲間のうちの1人と共に、建設会社の従業員を装って被害者女性宅に侵入し、首を絞めるなどした上、現金等を奪いました。強盗殺人未遂の共謀や殺意の有無が争われました。被害者は一命をとりとめており、被告人は首を絞めるふりをしただけだとして、この事件では、強盗殺人未遂罪は成立しないという判断になりました。重大な事件ですから、量刑も大きな争点でした。求刑は死刑で、判決は無期懲役となりました。また、主犯である共犯者が、別の事件による無期懲役刑が確定していた者であったことから、大変耳目を集めた事件でもありました。このような大変な事件を担当されました2番さんから、全体的な御感想をお伺いしたいと思います。

(2番) 世間的にも非常に関心が高く、期間も長い、また、判決がどうなるのかというのが争点だったと思います。もちろんいろいろな評議を経て出した結論なので、いいのですが、死刑か無期懲役かという究極の選択をすることになったものですから、いろいろなことを考えると、やっぱり簡単な問題じゃないとも思いますし、私自身も非常に悩みました。正直に言って、かなり難しかったという感想です。

(司会) 大変重大で難しい事件ということで、悩まれたということが全体的に印象に残っておられることが分かりました。

続いて3番の方が担当された事件ですが、職務従事期間は14日でした。この事件は5件あって、強制わいせつ致傷、それと住居侵入、強姦が2件、強制わいせつ2件で、被告人が8か月の間にこれらの性犯罪を犯したという事案でした。犯行態様の一部に争いがあって、強制わいせつに該当するかどうか、さらに、被害者の捜査段階での供述を証拠とできるのかといった法律的な争いも絡んでいました。この事件も大変難しい事件であったと思います。

量刑も争点で、被告人の男女関係に関する認知のゆがみであるとか、更生支援団体の存在、また、合計300万円の被害弁償をして、3名の被害者の方と示談が成立していることへの評価も踏まえて、求刑は懲役16年でしたが、懲役13年の結論となりました。

14日間もの長い審理が集中的に行われた事件ですが、3番さんから全般的な御感想をお願いします。

(3番) 法律知識の全くない我々が、裁くことや意見を言うこと自体が正しいのか、すごく悩みました。また、被害者がすべて女性であるため、異性である私には分かりにくい部分もありましたし、男性の裁判員と女性の裁判員が受ける印象にもかなりの食い違いがありましたので、かなり難しい事件だったと思います。争点においても食い違いがかなり出ましたし、供述内容もころころ変わったりして、難しかったですけれども、最終的に刑が決まったとき、これでよかったのかなと思いましたが、今でもそう思っています。

(司会) やはり皆さん、難しい事件を担当されましたので、評議の様子などが非常に印象に残っているようですね。通常は4、5日で行われる裁判員裁判ですが、長期間で難しい事件を御担当いただきましたので、さらに苦勞された点などをお伺いしていきたいと思えます。

【裁判の日程について】

(司会) 裁判に参加されるに際し、お仕事や御家庭その他の面で何らかの支障があった方が多かったと思いますが、具体的にどのような支障があり、それをどのようにして調整されましたか。

(1番) 私の場合は、日程を事前に把握していましたので、仕事にも家庭にも支障はありませんでした。

(2番) 仕事をしていませんので、支障はありませんでした。

(3番) 裁判と仕事を並行して毎日やる過酷な日々でした。朝早く起きて仕事を済ませてから裁判所へ来て、裁判をして、また仕事をして家に帰るというふう

に、休みなく参加させていただきました。結構辛かったです。

(司会) 調整などで、御苦勞はありませんでしたか。

(3番) 代わりの人を置いたのですが、専門職ですから、どうしても私でないといけない仕事があって、数人に仕事を少しずつ振り分けて、全体の仕事を減らしてなんとか乗り切ったという形でした。他の裁判員の方にも、仕事と並行してやってらっしゃる方が結構いらして、皆さん大変だなと思いました。

(司会) 審理も評議も過密でしたが、その中で仕事もしておられたんですか。それは大変でしたね。

(3番) でも私だけではなかったのです。家庭をお持ちで、子供の送り迎えをしている方もいらっしゃいましたし、職場が移ってという方もおられました。

(司会) 専門職とおっしゃられましたが、代わりの方がいらっしゃらない場合、仕事を理由とした辞退申出もできますが、そういうことはお考えにならなかったのでしょうか。

(3番) 最初は、代わりの人を立てればなんとかなると思っていましたが、引継ぎにだいぶ苦勞しました。

(司会) 裁判員選任手続期日のお知らせが届いてから選任手続期日、第1回公判期日と進みますが、それぞれの間隔は、適切でしたか。長過ぎたり、短過ぎたりしましたか。お仕事等の日程調整との関係で不都合はありませんでしたか。

(1番) 裁判が選任手続期日の2日後からだったので、割と早く入ったという形でした。裁判員に選任されるかは分からないので、その時点で仕事を調整するつもりはなかったのですが、選任されて調整をしなければならないというところからの間隔は、確かに短いなと感じました。結局は支障ありませんでしたが。

(司会) 選任されてから第1回公判まで、何日くらいあればいいと思いますか。

(1番) 1週間くらいはあってもいいかなと思います。選任されても間隔が短くて、実際に第1回公判の日に来なかった人はいたのでしょうか。

(司会) 皆無ではないです。そういうことにならないように、選任手続期日では私
たちも注意しており、選ばれた場合にもし不都合がある場合には、ここで申
し出てくださいと説明しておりますので、ほとんどいらっしゃらないですが、
まれにそういう方もいらっしゃいます。選任手続期日の通知を受け取ってか
ら選任手続期日までの間隔はどうですか。

(1番) あまり間隔が空いていると忘れてしまう方もいると思うので、間隔は近い
方がいいのかなと思います。

(司会) 2番の方は、正月明けから裁判が始まりましたから、選任されてから少し
時間がありましたね。

(2番) 選任手続期日の通知がいつ来たのかの記憶がないので、選任手続期日まで
の日数について感想はありません。私の場合、正月休みがあったので、選任
から第1回公判まで3週間くらいあって、長過ぎたかなという感じもするの
ですが、正月休みだったので、そのスケジュールでもやむを得なかったとい
う感じはします。

(3番) 選任手続期日から第1回公判まで短過ぎると感じました。1か月くらいは
欲しいです。仕事をしている方が多いので、引継ぎに3、4週間程度の期間
があれば、私ももう少し楽だったのかなと思います。

(司会) 選任手続期日の通知を受けてから、選任期日までの間隔はいかがでしょ
うか。

(3番) 逆に空き過ぎかなと思いました。

(司会) 空き過ぎることについて、忘れてしまうという意見が先ほどありましたが、
それ以外で空き過ぎているとよくないことがありますか。

(3番) 単純に、早め早めに予定を教えていただけると、後のスケジュールを立て
やすいというだけです。

(司会) 早く教えてもらえないとその間落ち着かない、ということもありますか。

(3番) それはないです。

【審理について】

(司会) 審理のペースはそれぞればらばらだったと思いますが、週4, 5日入っていたと思います。審理中の休み時間や、休日の設け方は、適切でしたか。それとも負担に感じられるなど、適切とはいえないものでしたか。

(1番) 間隔が集中していたので、審理に集中できたと思います。間隔が空いていると、審理の掘り起こしのための時間を要するでしょうし、仕事と勘違いしてしまうほど、ほぼ連日のイメージがあったので、人によっていいか悪いかはありますが、そういうペースもあってもいいのかなと思いました。

(司会) 審理中の休み時間について、何か御負担に感じられるところがありましたか。

(1番) 短かったかなと思います。

(司会) 20分は取るようにしていたと思いますが、いかがでしたか。

(1番) トイレに行ったらもう皆さん座っているような感じを受けました。

(司会) 週4日ペースでの審理はいかがでしたか。3日くらいの方がいいということはありませんか。

(1番) 週3日でもいいかなと思います。仕事をされている方が間を置けるということがあると思います。

(2番) 日数が長かったので、週4日ぐらいでちょうどいいのではないのでしょうか。というのは、私たちの場合は事件が2つあって、最初の事件が終わって次の事件の審理が4, 5日あったら、最初の事件を忘れてしまうこともあったので、できるだけ集中した方がいいかなという思いはあります。休み時間は十分でした。

(3番) 日程的には適切だったと思います。もう少し詰めて、週5日やってもいいくらいだと思います。休み時間は十分でした。

(司会) それでは、次は大変重い質問ですが、審理は充実していましたか。それとも、審理に無駄があった、あるいは反対に審理が不十分だったと思われるよ

うなことがありましたか。

(1番) 検察官も弁護人も人ですので、例えば証拠に対する検察官の説明が希薄なところもあったと感じました。裁判慣れをしている裁判官からしてみると確かにそうかなと思うこともあったのかなと思うのですが、証拠として出されたものが結構漠然としたところがあって、評議で裁判員から情報が足りないという話があったくらいですので、内容が充実していたかという点では、もしかしたらそういったところに検察官の準備不足なところがあったのかなと。あとは、今回の事件では、弁護人が被告人を十分に弁護しきれていないと我々から見ても思った部分もありました。

(司会) もうちょっとかつちりとした証拠で、防御もしっかりしたものであってほしかったということですね。

(1番) 防御についても、我々はしっかりと聞く態勢でいたのですが、被告人がちんぷんかんぷんなことを言って、弁護人が慌てているところがあったりしたので、そこが準備してこられていないんだな、と感じた部分です。

(司会) 事件の記憶が薄れている中で出てきたという印象もあったのでしょうかね。2番の方、いかがでしょうか。大変膨大な審理だったと思いますが。

(2番) 事件からすでに十何年経っての審理ですし、被害者遺族も当時子供であったので記憶もはっきりしておらず、どの言い分を信用したらいいのか多少迷った感じはありました。裁判をやっていて、いろいろな立場の方が証人で出られて、どう判断したらいいのか迷ったという感想は持ちました。

(司会) 審理がもっと充実できたのではないかと、そういう感想はありましたか。

(2番) 充実というか、それはかなり難しいですね。証人に当時幼かった人や、取調官も出てきましたし、取調べ状況のビデオもありましたし、被告人の言葉を信じていいか、非常に迷いましたし、いろいろなところから見てみないと分からないなと思いながら裁判を見ていました。

(3番) 裁判というものは、淡々と流れるものかなと想像していましたが、検察官

も準備不足だったり、特に弁護人が準備不足だという印象を受けました。

(司会) 今の話にも出ていましたが、証拠の見聞き、その理解に関して、負担や不安を感じられたことがありましたか。あった場合には、そういった負担や不安が少しでも軽くなったり、解消されたりしたことはありましたか。そのような負担や不安を軽くするための改善策がありましたら、教えてください。

(1番) 先ほどの質問とも並行するものですが、今回の事件の凶器を写真や模型で示されて、これが事件に使われたことは立証できているのですが、その凶器を被害者にどのように刺したかということは、被告人の供述も曖昧で信憑性がないこともあったので、検察官が、こういう使い方をしないと壁に傷は付かないとか、被害者の体に刺さらないとか、こういうふうに刺したからこういう傷になっているといったことをもっと示せばな、と歯がゆい思いをして見ていました。例えばニュースとかで目にするようなコンピュータグラフィックのシミュレーション映像みたいなものが出るのかな、と想像していたら、ただ写真をぱっと示されただけだったので、案外アナログだなと思いましたし、これを検察官の準備不足と言ったら失礼なのですが、先ほどのような映像を出せば、検察官の立証が有利に働くのかなと思いました。我々は凶器も見えていますし、被害者もおられてその傷も見ているのに、凶器がどう刺さったのかが不明で、疑わしきは罰せずの原則もあって、殺意があったのかの判断が非常に難しかったので、そういった辺りで検察官はもっと準備ができたのではないかと思います。

(司会) 要するに、こんな証拠がないのかと思いながら審理を聞いていたのが負担に感じたということでしょうか。

(1番) 裁判員が警察の方に質問しても、うまく返せなかったりするところがありました。

(2番) 被告人の言っていることが多少うそなのではないか、刑を免れたいのではないか、という疑いがある一方で、しかしそれを行った事実はあるというこ

とで、結論として落ち着くべきところに落ち着いたと思うんですが、被告人の関与の仕方について不安がありました。

(司会) どう判断していいか迷う証拠しか出てこなかったということでしょうか。

(2番) そうですね。

(司会) 被告人が夫の殺人行為に手を出したのか、出していないのか、というのがすごく大きな争点でしたね。被告人は出していないと言うし、反対意見もあって、平成10年の話をいろいろ振り返る、大変難しい事件だったと思います。

(3番) 負担や不安というのは私はなかったです。ただ、事件が強姦事件とかでしたので、女性の裁判員の方がどう感じているかなと不安になりました。私たち男性としては被害者の意見をそのまま捉えることはできますけども、女性の方は自分に置き換えて物事を考えてしまったら、心に残ってしまうのかなとか。そういうところに、もう少し配慮できるのではないかなと思いました。

(司会) 証拠の理解はできるけども、それが男性としての経験に基づく理解であり、女性として同じ証拠を見たときに、どういう理解になるのかな、というところについて、それがはっきり出てないので、そこを工夫できないかということでしょうか。

(3番) それが出ていけばよかったのですが、後になって大丈夫かなと心配しているということです。

(検察官) 先ほど、1番さんと3番さんから、検察官の準備不足があったとの御指摘がありました。具体的にどのあたりが準備不足であったとお感じになりましたか。

(3番) 被告人の言っていることがころころと変わったりだとか、余罪について裁判中に話し出すなどしたことがあったので、事前にもっと捜査をすることができたのではないかと感じました。

(弁護士) 十分な弁護がしきれていなかったとか、準備不足だったのでないかという御指摘がありました。弁護人としてこうすべきであったとか、物足りな

った点などがあれば、教えていただけますか。

(1番) 被告人が、反省をしていないとか、再犯の危険があるのではないかと感じてしまうような供述をしていて、それを聞いた弁護人が慌ててるような感じでしたので、そのようなことを想定した準備がされていなかったように見受けられました。

(弁護士) 先ほどお話がありませんでしたが、2番さんからも弁護人の活動について何か御意見があれば、お聞かせ願えますか。

(2番) 最後、弁護人の方が感情的になっていたかなという印象です。もう少し、事実や証拠に基づいて、理路整然とやっていただいたら良かったと思いました。

(弁護士) 3番さんも弁護人の準備不足についてお話がありましたが、具体的にどういったことでお感じになりましたか。

(3番) 被告人の供述内容が少しずつ変わって行って、弁護人と被告人が話し合うために審理を中断することが何度かありましたし、弁護人が感情的になって、被告人を責めるような発言をされていたので、被告人を守る弁護人の立場からするとちょっと違うのではないかと思います。

【評議について】

(司会) 充実した十分な評議ができたと思いますか。

(1番) 十分な時間配分だったと思います。時間が長過ぎた、あるいは不足しているといったことは感じませんでした。

(2番) 判断の難しい事件でしたから、時間的にはこれくらいかかるかなという印象でした。短い時間でパパッと決めてもいけないと思いますし。時間が足りないということもなかったです。

(3番) 十分な評議ができたと思います。当初は長過ぎるのではないかと感じていましたが、終わってみれば、ちょうど良い時間配分だったと思いました。

(司会) 評議の場の雰囲気についてはどう感じられましたか。意見を言いにくいよ

うなことはなかったでしょうか。

(1番) 発言しやすい雰囲気だったと思います。特に不満な点はありませんでした。

(2番) 評議の大勢が決まっていきそうな雰囲気の中かで、自分の意見が他の意見と異なるような場合には、どうしても意見を言いにくくなってしまふのかなと感じました。

(3番) 雰囲気はすごく良く、発言しやすかったです。休憩時間にもいろいろな話をする事ができたので、発言しにくいということもありませんでした。

(司会) 評議について改善すべき点などがあれば教えてください。

(1番) 特にありません。裁判長から各裁判員が意見を求められるわけですが、それぞれの意見について、裁判長からコメントというかフォローがあったのは非常に良かったと思います。

(裁判官) 刑を決めるに当たり、どういったところに難しさを感じられましたか。

(1番) 類似の事件の裁判例も参考にしながら、具体的な刑期を話し合いましたが、再犯するのではないかと考えると、できる限り刑期を重くしたいという思いもあり、自分の中で葛藤がありました。

(2番) 私の場合、死刑か無期懲役かの問題だったのですが、過去の裁判例も参照しながら、納得のいく結論が出せました。被告人の精神鑑定の結果を踏まえながら、刑を考えていくことが特に難しかったです。

(3番) 1番さんと同じように、再犯するのではないかという心配があり、自分たちが出した結論が妥当だったのかなという思いはあります。被告人には更生して社会復帰してもらいたいです。

(裁判官) 評議の中で、検察官の作成した論告や弁護人の作成した弁論を見ながら議論することもあったと思いますが、論告や弁論は分かりやすかったですか。作成するに当たり、気を付けてほしいという点があれば教えてください。

(1番) 論告も弁論も詳細に記載されていて、使いにくいということもなかったです。

(2番) 弁論は読んでいて長いと感じましたが、事件が事件だけに、ある程度長くなるのは仕方がないのかなと思います。

(3番) 私も、事件によって、多少細かくなったり、長くなったりするのは仕方がないと思います。

【その他】

(司会) 裁判員を務められた後、何か変わったことや負担に感じられていることはありますか。

(1番) 負担に感じていることはないです。裁判員の職務を経験すれば良い制度だと分かるのですが、経験していない人々からすると、仕事を休むことへの負担感などから、裁判員のイメージがあまり良くないこともあり、職場にも裁判員をやりたくないと言う人もいます。より多くの方に裁判員に参加していただくために、テレビや新聞で宣伝するなど、裁判員制度のイメージアップを図ることが必要なのかと思います。

(2番) 私自身は良い経験をさせてもらいました。裁判員制度自体を、もう少し世の中に知ってもらえるようにしていただきたいと思います。

(3番) 機会があれば、裁判員を是非やるように周りに言っていますが、行きたくないという人がほとんどです。裁判員に参加するために、もっと簡単に休みが取れるように、法律などが整備されればいいと思います。

(司会) 本日頂いた貴重な御意見を、今後の裁判員裁判の運営に役立てていきたいと思っております。本日は本当にありがとうございました。

以 上